

阿南市離島介護サービス等渡航費補助金の支給について

令和 7 年 4 月から

伊島地域にお住まいの方に対して、介護サービス等の安定的な供給の確保と利用の促進を図るため、介護サービス事業者が負担する渡航費を補助金として支給します。

伊島地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、継続的に生活できるよう、介護サービスの安定的な供給にご協力いただけますようお願いいたします。

1 補助金支給の対象は

伊島に居住する要介護者等に対して、対象となる介護サービスを提供する事業者等

○対象となる介護サービス

訪問介護、介護予防訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護、居宅介護支援、介護予防支援

2 補助金の額は

答島港から伊島までの定期船を利用した往復料金2,060円（※令和7年4月1日時点）

3 補助金の開始は

令和 7 年 4 月の利用分から

4 補助金の申請・請求は

阿南市離島介護サービス等渡航費補助金支給申請書兼請求書（別紙）に渡航費領収書を添えて提出してください。

5 補助金の支給は

阿南市離島介護サービス等渡航費補助金支給決定通知書を送付し、指定された口座へ振り込みします。

6 補助金の返還

偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、返還していただきます。

7 担当・問い合わせ先

保健福祉部 介護保険課

電話：0884-22-1793 ファックス：0884-22-1813

Eメール：kaigo@anan.i-tokushima.jp

